



自然の中で、のびのびと心育む
子育て世代におすすめ



62坪の土地に建設できる、
住宅のモデルプランイメージ

※当日、菜場の方へモデルプランをお渡しします。

区画図



2坪あたり
2万円台
より!!

- ◆住宅建築の際には
住宅取得資金利子補給制度
- ◆住宅建築後は
新築住宅に係る固定資産税
補助制度
ご利用いただけます。

※制度の詳細については、お問い合わせください。

宅地価格表

No.	面積 (㎡)	坪	販売金額
2	207.80	62.85	183万円
3	208.05	62.93	183万円

※契約時には別途公共下水道負担金相当額(④400円/㎡)が必要となります。

擁壁工事補助金のお知らせ

- ◆対象物件
自己所有地を管理する上で必要となる、
隣接宅地との境界に建設する擁壁。
- ◆補助金額
擁壁工事に係る費用の2分の1以内とし、
50万円を限度とする。

お問い合わせは

茂木町商工観光課

TEL 0285-63-5668 FAX 0285-63-5699

申込書・分譲の条件等は商工観光課にて配布しています。

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155 E-mail syoukoukankou@town.motegi.tochigi.jp

茂木町 宅地分譲 検索

茂木町からのお知らせ

今ならトリプル特典付き

ゆずも



宅地分譲
馬門団地

好評分譲中
いよいよ残りわずか!



2坪あたり
2万円台
より!!

分譲地購入にあたっての特典

- 購入特典 1 土地購入者 謝礼 8万円
- 購入特典 2 町内在住の紹介者 謝礼 8万円
- 購入特典 3 複数区画購入者 謝礼 20万円
- 購入特典 3 擁壁工事補助金 最大 50万円

※謝礼は茂木町商工会が取り扱う「茂木町共通商品券」でお渡しします。茂木町商工会員の店舗等でご利用いただけます。
土地譲渡契約締結から3年以内に、住宅建築に着手することが、交付の条件になります。
※擁壁工事補助金に関して詳しくは裏面をご覧ください。



ミキハウス子育て総研 認定

「Welカムファミリーの自治体」って?

ミキハウス子育て総研(株)の認定事業。
5カテゴリー・10項目の認定基準のうち7項目以上を満たした自治体が認定されます。茂木町は全国4番目、県内では初めて認定されました。

物件概要

所在地：茂木町大字馬門字中根

区画数：2区画

土地面積：区画No.2 207.80㎡(62.85坪)

区画No.3 208.05㎡(62.93坪)

販売価格：表面記載のとおり

地目：宅地

建築規制：都市計画区域内 無指定

建ぺい率 60% 容積率 200%

設備の状況

道路：4.0m～8.0mの舗装道路

水道：茂木町上水道 下水道：茂木町下水道

電気：東京電力(株)

公園：1箇所(町営住宅 馬門団地と共用)

周辺案内図



周辺施設

真岡鐵道茂木駅 ……約3.7km
 茂木中央保育園 ……約2.4km
 茂木保育園 ……約3.4km
 茂木愛泉幼稚園 ……約5.4km
 茂木町立茂木小学校 ……約3.4km
 茂木町立茂木中学校 ……約2.4km
 栃木県立茂木高校 ……約3.0km
 かましんもびあ店 ……約2.4km
 カンセキ・コメリ ……約2.4km

コンビニ ……約1.5km
 道の駅もてぎ ……約4.7km
 ふみの森もてぎ(図書館) ……約3.4km
 保健福祉センター元気アップ館 ……約4.8km
 吉永医院 ……約1.5km
 桜井循環器科内科 ……約2.1km
 さとう耳鼻咽喉科クリニック ……約5.0km
 並松運動公園 ……約5.0km
 ツインリンクもてぎ ……約3.3km



分譲の条件

【販売について】

- 複数区画の分譲申し込みを受け付けます。
- 同一区画の申込者が重複した場合は、若者夫婦、子育て世帯を優先します。
- 宅地の所有権移転登記は、町が囑託で行います。ただし、登記にかかる収入印紙代は、譲受人の負担とします。
- 転売は禁止します。ただし、やむをえない事情により町長が認めた場合は除きます。
- 申込書類の審査結果により、譲渡できない場合があります。

【宅地について】

- 区画は現況(法面は土のまま)で譲渡します。
- 住宅建築の際は、地盤改良が必要な場合があります。
- 雨水は区画内処理を原則とします。
- 区画No.3には、電柱が建っています。

【建築住宅について】

- 建築住宅は一戸建てとし、その用途は個人専用住宅とします。
- 宅地引渡し後は、速やかに住宅を建築し、完成後は入居してください。
- 都市計画区域の無指定地域です。(容積率200%・建ぺい率60%)
- 建築基準法第22条の防火制限があります。(屋根・外壁)
- 建築物の高さは、10メートル以下となります。

【附帯工事について】

- 住宅建築に伴う附帯工事(地盤改良、給排水、擁壁等)は、すべて譲受人の負担となります。
- 擁壁工事等の際は、隣接者と境界の確認を行ってください。
- 公共下水道に接続してください。

【買戻し特約権設定について】

- 所有権移転時に、6年間の買戻し特約権を設定します。
- 6年間住宅が建築されなかった場合は、譲渡時の代金を返済し、一方的に譲受人から町に所有権移転登記を行います。

【屋外の広告物について】

- 宅地内には、屋外広告物の設置または掲示はできません。

【その他】

- 道路は町道として町が管理しますが、団地内の清掃作業等にご協力願います。
- 住宅の建築前は、宅地の維持管理に努めてください。
- 住宅の建築後は、庭木や雑草の手入れを行い、周囲に迷惑を掛けないでください。
- 売買契約後に発生した住民間のトラブルは、当事者間で解決してください。(町は介入しません。)
- 売買価格は譲渡人の判断で変わることがありますが、これに対する苦情、助言は一切受けません。
- 最寄りの行政区(馬門西行政区)に加入してください。
- お申込み及び分譲契約の際に本書各事項が記載された分譲の条件に誓約をいただきます。



お問い合わせは **茂木町商工観光課** 茂木町 宅地分譲 検索
 TEL **0285-63-5668** FAX **0285-63-5699**

申込書・分譲の条件等は商工観光課にて配布しています。
 お気軽にお問い合わせください。